

令和 8 年第 6 回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午後 4 時～午後 5 時
- 2 場 所 金 沢 市 第 二 本 庁 舎 2 3 0 1 会 議 室
- 3 議 件 「令和 8 年第 6 回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員 1 9 名、農地利用最適化推進委員 7 名、
事務局 3 名)
- 5 議 事 別 紙 の と お り

令和8年第6回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 稔	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	×
8	菊知 亮	×

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 7名

欠席 2名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	大井川事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	畑山係長

	氏名・役職

別紙

事務局長	定刻となりましたので、令和８年第６回金沢市農業委員会総会を開会いたします。 金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。 前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。
	(憲章の唱和)
事務局長	どうもありがとうございました。ご着席ください。 それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。
会 長	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 では、これより農地部門の議案審議に入ります。 この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が務めることになっております。 会長よろしく願います。
会 長	それでは議事の方を進めてまいります。 本日の出席委員数は、ただいまのところ１９名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。 また、推進委員の出席者は７名であります。 なお、本日の議事録署名委員には、北本委員と、山口委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。 農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんがいかがでしょうか。
	(異議なしの声)

会 長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和８年第５回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和８年第５回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告します。 農地法第３条許可申請３件については、５月２６日付けで許可書を交付しております。 農地法第４条許可申請１件については、５月２６日付けで知事あてに送付し、６月２４日付で許可書を交付しております。 農地法第５条許可申請２件については、５月２６日付けで知事あてに送付し、６月２４日付で許可書を交付しております。 非農地証明願１件については、５月２６日付で証明書を交付しております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、５月２６日付けで金沢市長あて回答しております。 なお、当該計画の認可は、６月下旬の予定です。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、上程いたします。

	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案書は 1 ページから 2 ページです。 今回、川北地区から 2 件、辰巳地区、八田地区、花園地区、河北潟地区から各 1 件、合計 6 件の申請がありました。 番号 1 は、松寺町の案件で、露地野菜の栽培を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。 番号 2 は、東蚊爪町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 番号 3 は、辰巳町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 番号 4 は、八田町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 番号 5 は、月影町の案件で、農業大学校の修了生である賃借人が、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。 番号 6 は、湖南町の案件で、賃借権を設定していた農地の賃借人に、所有権を移転するものです。 以上、6 件で、面積は合計 13,430 m²です。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)

川端副会長	ご異議なしと認め、議案第 1 号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	まず、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は 3 ページです。地図と併せてご覧ください。 今回、湯涌地区から 1 件の申請がありました。 番号 1 は、湯涌荒屋町の案件で、自己住宅への転用申請です。 農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で 500m 以内に湯涌小学校と金沢湯涌江戸村があることから第 3 種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。 以上 1 件で、面積は 499 m²です。 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は 4 ページです。地図と併せてご覧ください。 今回、川北地区、花園地区から各 1 件、合計 2 件の申請がありました。 番号 1 は、磯部町の案件で、所有権移転を伴う農家住宅への転用申請です。 農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で 500m 以内に木島病院と磯部糖尿病内科クリニックがあることから第 3 種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。 番号 2 は、利屋町の案件で、所有権移転を伴う農作業用倉庫への転用申請です。

	農地の区分は、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されますが、農作業用施設であることから許可相当であると考えます。 なお、現地はすでに農作業用倉庫として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。 以上、2 件で、面積は 1,331 m²です。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、奥村委員から調査結果をご報告願います。
奥村委員	6 月 17 日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。
事務局	地区担当委員の中田委員、吉本委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第 2 号及び議案第 3 号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第

	18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は 5 ページです。 本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。 利用権設定について、薬師谷地区から 1 件の申出がありました。賃借権を設定する、契約期間が 10 年の再設定及び新規設定で、面積は 7,207 m²です。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
	ご異議なしと認め、議案第 4 号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届

	出について、ご報告いたします。 議案書は 6 ページから 12 ページです。 届出件数は、23 件で、面積は合計 8,460 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 13 ページです。 届出件数は 1 件で、面積は合計 11,284 m²です。内容、解約理由については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 14 ページから 22 ページです。 届出件数は 7 件で、面積は合計 30,214.21 m²、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 4 号 農地法制限除

	外の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第4号 農地法制限除外の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は、23 ページから 25 ページです。 農地法第4条の制限除外について、届出件数は1件で、面積 66 m²です。2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合の例外規定に基づくものです。 農地法第5条の制限除外について、届出件数は1件で、面積は 6,555 m²です。電気事業者が、その事業に必要な工作物等の敷地に供するため権利を取得する場合の例外規定に基づくものです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、事務局から報告願います。
事務局	報告第5号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、ご報告いたします。 議案書は、26 ページです。 あっせん活動の報告件数は1件で、適正なあっせん活動を通じて農地法第3条の許可書が交付され、報告事項のとおり売買が成立したことを報告いたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただ

	き、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	川端副会長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。 小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。 それでは、議案第 5 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 5 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。 本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1 ページから 11 ページです。 2 ページをご覧ください。今回の変更は、川北地区外 2 地区において、1,942.52 m²を農用地区域から除外し、浅川地区外 1 地区において、3,107 m²を農用地区域へ編入することに伴うものです。 なお、用途区分の変更はありません。 3 ページの土地の所在及び事業内容と併せて、4 ページから 8 ページの案件別の図面をご覧ください。 4 ページの番号 1 は、東蚊爪町において駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第 1 種農地と判断されますが、既存施設の拡張かつ既存敷地面積の二分の一を超えないことから、転用許可の見込みがあるものと考えます。 5 ページの番号 2 は、東蚊爪町において農家分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用許可の見込みがあるものと考えます。 6 ページの番号 3 は、戸室新保において農家分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第 2 種農地と判断

	されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。 7 ページの番号 4、8 ページの番号 5 は、^{とうろく}藤六町において山林として保全する計画のもので、現況は既に山林化しており、令和 8 年 3 月 26 日付けで非農地証明書を交付しています。 次に、9 ページの土地の所在と併せて、10 ページから 11 ページの案件別の図面をご覧ください。 10 ページの番号 1 から 11 ページの番号 2 は、「中山間地域等直接支払交付金」の対象となる農地であり、交付要件の 1 つとして農用地区域に含まれる必要があり、田または畑として農用地区域に編入するものです。 以上、ご審議の程よろしく申し上げます。
小林副会長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
小林副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 5 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第 5 号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。 次に、議案第 6 号 令和 7 年度最適化活動の点検・評価等について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 6 号 令和 7 年度最適化活動の点検・評価等について、ご説明いたします。 議案書は、12 ページから 17 ページです。

本件は、農業委員会等に関する法律第 37 条及び同法律施行規則第 15 条に基づき、令和 7 年度の農業委員会における農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、金沢市農業委員会が、石川県へ報告のうえ公表する必要があることから、お諮りするものです。4 月の総会では、令和 8 年度の目標設定等についてお諮りしましたが、今回の総会では、令和 7 年度における最適化活動の実施状況及び目標に対する達成状況について、お諮りいたします。

13 ページは、令和 7 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況につきまして記載しておりますので、内容については議案書でのご確認をお願いいたします。

14 ページからは、最適化活動の実施状況について記載しております。

まずは、「農業委員会の実績及び点検・評価結果」のうち、「1 最適化活動の成果目標」についてです。

「(1) 農地の集積」は、担い手への農地の利用集積・集約化に関するものです。令和 7 年度の集積率は、目標の 56.3% に対し、実績は 57.7% で、102.4% の達成率となりました。集積面積が令和 7 年 4 月時点の 1,863ha から 1,840ha に 23ha 減った原因につきましては、点検結果に記載のとおりといたしました。

続く「(2) 遊休農地の発生防止・解消」は、令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地 2.4ha を 5 年間で解消するとともに、令和 6 年度に新規発生した緑区分の遊休農地 1.7ha を令和 7 年度中に解消するというものです。令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地に関する令和 5 年度の解消面積は、目標の 0.5ha に対し実績は 1.6ha で、328.4% の達成率となりました。また、令和 6 年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積は、目標の 1.7ha に対し実績は 0.6ha でした。以上の結果を踏まえ、農業委員会の点検は、議案書に記載のとおりといたしました。

15 ページの「(3) 新規参入の促進」は、新規参入者への貸付等について農地所有者から同意を得るというものです。令和 7 年度に同意を得た農地面積は、目標の 3.1ha に対し、実績は 4.0ha で、132.4%の達成率となり、農業委員会の点検は、議案書に記載のとおりといたしました。

次に、16 ページの「2 最適化活動の活動目標」についてです。

「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、1 人当たりの活動日数を 1 か月当たり 14 日としております。

「(2)活動強化月間の設定目標」について、令和 7 年度の活動強化月間の設定回数は、目標の 4 回に対し、実績は 3 回でした。内容は、8～9 月に実施した目標地図の素案作成のための農地所有者等への意向把握と、3 月に実施した戸別訪問等による農地利用意向調査書の配布・回収となります。

17 ページの「(3) 新規参入相談会への参加目標」については、令和 7 年度の新規参入相談会への参加回数は、目標の 1 回に対し、実績はございませんでした。

次に、頁中程より下に記載の「目標の達成状況の評語」についてご説明いたします。

これは、農業委員会全体の最適化活動の成果目標及び活動目標の達成状況について、令和 4 年 2 月 26 日付け農林水産省経営局の通知に基づく評語を記載するものです。

令和 7 年度における農業委員会全体の最適化活動の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点から、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」との評語を記載しております。

続きまして、「推進委員等の点検・評価結果」についてご説明いたします。

これは、委員ごとの最適化活動の成果目標及び活動目標の達成状況について、当該通知に基づき、各委員の最適化活動の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点に対応す

	る評語別に、人数を集計し記載するものです。 集計の結果、全委員が「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」との評語を記載しております。 以上、ご審議の程よろしくお願いします。
小林副会長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
小林副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第6号 令和7年度最適化活動の点検・評価等については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおりに決定いたします。 次に、議案第7号 令和8年度「農業政策に関する提案」への要望等について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
	議案第7号 令和8年度「農業政策に関する提案」への要望等についてご説明いたします。 議案書は、18ページから20ページです。 本件は、一般社団法人石川県農業会議が政策提案として作成する際の県内農業委員会への意見の聴き取りに対して、本委員会としての要望（案）についてお諮りするものです。 参考に、別紙資料として、石川県農業会議から送付があった、令和8年度全国農業委員会会長大会の政策提案である「力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案（素案）」の要求項目を添付しました。 本委員会からは、まず、「山間地農村の振興について」を1つ目の要望（案）とさせていただきます。手入れの行き届かない中山間地において、山林化した遊休農地や森林法上の山

	林が複雑に混在していますが、「農地」、「山林」といった単体での分けをせず、農地の整備と森林の整備が一体となって実施できるよう、支援制度の拡充を要望します。 2つ目の要望（案）は「中間管理機構が行う特例事業について」とさせていただきます。 これは、石川県においても昨年度より農地中間管理機構が開始した農地売買事業に関する要望です。農地の売買にあたり、中間管理機構が売買において中間管理権を保有することで、売買当事者双方にとって税優遇のメリットがある事業ですが、「取得地を含み1ha以上の団地を形成しなければならない」といった厳しい適用要件があるため、当該事業を通じて農地の集約化が進んでいないのが現状です。本要望は、このような要件に対し、地域の実情に応じて弾力的な運用を求めるものです。 3つ目として、スマート農業の実現に向けて技術革新が進んでいますが、併せて、それらに対応すべく法整備を進めることを要望します。 4つ目として、中山間地域等直接支払い交付金や多面的機能支払金等の日本型直接支払制度について、当該制度を用いて未来にわたり農村風景を守っていくため、更なる予算拡充を要望します。 最後に、現在の世界情勢の不安定化に起因するナフサ不足や円安、それらを原因とする各種資材価格の高騰が農業経営を圧迫している問題について、早急に補助等を講じることを要望します。 以上、ご審議の程よろしく申し上げます。
小林副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
小林副会長	質問がないようですので、お諮りします。

	議案第 7 号 令和 8 年度「農業政策に関する提案」への要望等について、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第 7 号は、原案のとおりに決定いたします。 以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、6 月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、どうもありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)

事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でございました。 以上で、散会いたします。
------	---